

## 第2章 河川整備計画の対象

### 第1節 対象河川と計画対象区間

河川整備計画の対象河川は河川の維持管理を考慮し、圏域内の県管理河川とします。

### 第2節 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、概ね 30 年間とし、緊急性の高い区間から事業を進めます。ただし、本河川整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づいて策定したものであり、策定後もこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、適宜見直しを行うものとします。